

令和2年第2回揖龍保健衛生施設事務組合議会臨時会議事日程

令和2年5月25日（月）午後3時30分開会

1 開会挨拶（議長、管理者）

2 開 会 宣 告

3 開 議 宣 告

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名（2番議員 船引宗俊、10番議員 松浦崇志）

日程第3 会期の決定（5月25日（月）1日間）

（日程追加 議長辞職について）

（日程追加 議長選挙について）

日程第4 議案第7号 揖龍保健衛生施設事務組合職員定数条例の一部を改正する  
条例制定について

4 閉 会 宣 告

5 閉会挨拶（議長、管理者）

### 会議に出席した議員

1番	楠	明	廣	2番	船	引	宗	俊	
3番	宗	貫	雅	典	4番	内	匠	勇	人
5番	桑	野	元	澄	6番	三	木	浩	一
7番	畑	山	剛	一	8番	上	山	隆	弘
9番	吉	田	正	之	10番	松	浦	崇	志

### 会議に欠席した議員

な し

### 議事に関係した事務局職員

事務局長	眞	殿	幸	寛
総務課長	田	淵	寿	哉
総務課副主幹	坂	本	春	美
総務課係長	堀		竜	也

### 地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	(たつの市長)	山	本	実	
副管理者	(太子町長)	服	部	千	秋
代表監査委員		今	江	伸	
会計管理者		菅	原	昌	則
事務局長		眞	殿	幸	寛
総務課長(兼)		田	淵	寿	哉
医務課長		長	坂	泰	成
環境業務課長		福	井	照	子
衛生業務課長		石	原	重	雄
たつの市市民生活部		首	藤	武	司
環境課長					
太子町生活福祉部					
生活環境課長					

## 開 会 挨拶

○議長（畑山剛一議員）

じゃあ、失礼いたします。

開会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

本格的な梅雨の季節を間近に控え、日増しに暑さも加わってまいりました。議員各位には公私ともご多忙の中、ご健勝にてご参集いただき、本日ここに令和2年第2回揖龍保健衛生施設事務組合議会臨時会が開催される運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえない次第でございます。

さて、今期臨時会は、既にお手元に配付いたしておりますとおり、管理者より付議されました条例の改正案件を付議いたしております。議員各位におかれましては、慎重なるご審議により、適切妥当なご決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

管理者。

○管理者（山本 実君）

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

木々の緑が目鮮やかな好季節を迎えました。本日ここに令和2年第2回揖龍保健衛生施設事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙の中、ご健勝にてお集まりいただきましたことは、深く感謝のお礼を申し上げます。

今期臨時会には、構成市町議会から新たに4名の議員の皆様にご出席をいただいております。議員各位におかれましては、本組合発展のため、格別のご理解、ご協力、そしてご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今期臨時会において付議されます案件は、既にお手元にお届けいたしておりますとおり、条例改正1件でございます。また、本日は議長の選挙が行われる予定とお聞きしておりますが、どうか円滑な議事運営がなされますようご祈念申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

## 開 会 宣 告

○議長（畑山剛一議員）

ただいまより、令和2年第2回揖龍保健衛生施設事務組合議会臨時会を開会いたします。

## 開 議 宣 告

○議長（畑山剛一議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より地方自治法第235条の2第1項の規定により実施いたしました例月出納検査の結果報告2件が提出されております。その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定により説明を求めた者の職氏名等について事務局長より報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

命によりご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの出席議員数は10名全員であります。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでありますので、ご清覧願います。

以上でございます。

○議長（畑山剛一議員）

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

### ～日程第1 議席の指定～

○議長（畑山剛一議員）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたしたいと思えます。

議席は、ただいまご着席のとおり指定をいたします。

～日程第2 会議録署名議員の指名～

○議長（畑山剛一議員）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において2番船引宗俊議員、10番松浦崇志議員を指名いたします。両議員、よろしく願います。

～日程第3 会期の決定～

○議長（畑山剛一議員）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日5月25日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑山剛一議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日5月25日の1日と決しました。

このままの状態です。暫時休憩いたします。

休 憩	午後4時04分
再 開	午後4時05分

～日程追加 議長辞職について～

○副議長（上山隆弘議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が都合により退席されておりますので、その間私が議長の職務を行います。

議事進行につきましては、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

ご報告いたします。

ただいま7番畑山剛一議員から一身上の都合により、本日付をもって議長を辞職したい旨の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職についてを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上山隆弘議員)

ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職についてを議題とします。

お諮りいたします。

地方自治法第108条及び会議規則第94条第2項の規定により、7番畑山剛一議員の議長辞職を許可することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上山隆弘議員)

ご異議なしと認めます。

よって、7番畑山剛一議員の議長辞職を許可することに決めました。

ただいまの辞職により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上山隆弘議員)

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙についてを議題といたします。

～日程追加 議長選挙について～

○副議長（上山隆弘議員）

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（上山隆弘議員）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（上山隆弘議員）

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は副議長において指名することに決しました。

議長に1番楠 明廣議員を指名いたします。

ただいま副議長において指名いたしましたので、1番楠 明廣議員をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（上山隆弘議員）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番楠 明廣議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました1番楠 明廣議員に本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選を告知いたします。

ここで、当選されました1番楠 明廣議員より発言を求められておりますので、これを許します。

楠 明廣議員。

○議長（楠 明廣議員）

このたび議員の皆様方のご推挙によりまして、揖龍保健衛生施設事務組合の議長という大役を仰せつかりましたことを大変うれしく思っております。今後、議会運営に関しましても、粉骨砕身の覚悟で頑張る所存でございますので、また議員の皆様方、理事者の皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら頑張る運営していきたいというように考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○副議長（上山隆弘議員）

新議長の挨拶は終わりました。

楠議長、議長席にお着きください。

議員の皆様、ご協力ありがとうございました。

休 憩 午後 4 時 0 9 分

再 開 午後 4 時 1 0 分

○議長（楠 明廣議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ～日程第 4 議案第 7 号～

○議長（楠 明廣議員）

次は、日程第 4、議案第 7 号 揖龍保健衛生施設事務組合職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ただいま議題となりました議案第 7 号、揖龍保健衛生施設事務組合職員定数条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本事務組合は昭和 3 8 年に揖龍保健衛生施設事務組合職員定数条例を制定、施行して以来、組合の共同処理事務の増に合わせ、条例

第2条に定める職員の定数の範囲を改正してまいりました。平成17年にはごみの収集運搬及び処分に係る事務、平成18年には火葬場施設の設置、管理及び運営に係る事務の追加により、職員数の定数の範囲を改正し、新たな行政事務に迅速に対応することといたしました。しかしながら、これまでに現業職員の定年退職、また令和元年度には、たつの市新宮地域家庭ごみ収集運搬業務を民間委託することにより、市から派遣された職員に大幅な変更が生じたので、このたび職員の定数の範囲について所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、令和2年度までの職員数の減に合わせ、条例第2条に定める職員の定数を50人から30人に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上で議案第7号の提案説明は終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言はありませんか。

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

この時期に今50人から30人へということで、今の説明で職員の数を効率化を求めながら少なくしていくということは解釈できると思いますが、これにより業務を行っていく上で、委託先の職員の数は増えるというふうになるんですか。現状からその変化の状況の説明をいただけたらありがたいなと思うんですが。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

順を追って先ほども提案説明で申しましたけれども、この組合につきましては、平成16年に21名から39名、平成17年には47人、平成19年には50人ということで定数を増加させていったところでございます。

その19年度以降なんですけれども、先ほども申しました現業職員の定年退職によりまして、年々人数は減って並行したところでございます。こちらの減った職員につきましては臨時職員での対応ということで、収集業務については臨時職員を増加させ

て、それで業務を行ってまいりました。

昨年ですけれども、大幅な減ということで新宮町の収集業務、こちらの収集業務に当たっておりました職員のうち、たつの市から来ておりました職員、派遣されておりました職員につきましては、委託に基づきまして派遣を解いてたつの市の方での業務に当たるということでございます。

その分について人数も減ったということで、委託先の業務でございます。こちらにつきましましては、新宮町については前にもご報告させていただきましたとおり、新宮町の業者さんのほうに委託をしておりますので、こちらにつきましましてはもうずっと民間委託ということで対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（楠 明廣議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

経過の説明はお聞きしておりますので理解しておりますが、新宮が民間に変わったということで、ここにかかわる正規の職員の数を減らすことによって、民間に委託する方々の数というのは増えないんですか。

○事務局長（眞殿幸寛君）

民間に委託する……。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○8番（上山隆弘議員）

ごめんなさい。職員全体の数として、かかっている者の数が、要するに正規の職員の割合と委託職員との割合っていうのが合わせてどのように変化しておるんでしょうか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

今回、改正しようとするのが組合の職員数の改正でございますので、委託をしてその業務が減った分についての減ということで組合職員のほうを減らした。委託先の

人数ですけれども、こちらはカウントされませんので、人数は現在何人でやられて、それが増えようが減ろうが、こちらの職員定数に反映するものではございません。

○議長（楠 明廣議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

その部分はわかってるんですが、つまり委託先の職員を使う数が増えれば、委託料の幅で職員の数の金額というのは増えるわけですよ。

委託してしまって、雇っている人間の数が増えれば、委託料の中には人件費として盛り込まれているわけですよ。ですので、かかわる職員の数が正規の職員としてここに組合としての職員の数は減ったとしても、この事務組合が運営していく上でかかわってる人の数、委託者の数が実際どうなってるんですかということなんですけど。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

現在、そのときに8人、組合のほうの職員が実際減ったわけでございます。今度委託先の職員が何人で当たっているかということなんですけれども、設定上同じぐらいの最初は人数だったと思うんですけれども、ただ委託先でございますので、その収集のみに従事されているわけではございませんので、具体的に言いますと一般家庭ごみだけじゃなくて、事業系のごみもやられたりされております事業所でございますから、そこの待遇によつての増減はあろうかと思っておりますけれども、大体同じ人数ぐらいでされているというふうには理解しておりますけれども。

○議長（楠 明廣議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

そもそもごみの、特に一般のごみなんかの責任をとるのは最終は自治体が責任を持って取り組まなくてはならないということですので、もちろん効率を図って専門性を持った人間の方々にお任せしながら、ごみ回収が適切に行われていくように行政として判断をしていくことは間違いだとは思っておりませんが、今後新たな炉にかわっていく中で人材のあり方というのも検討される場所もあろうかとは思いますが

ども、果たしてコストの面でその効率がどうか安いかなということが問題ではなくて、内容がしっかり補えるように説明ができるような状況には事務局としては進めていただきたいように考えますので、この案に反対するものではございませんが、新たな未来に向かって検討を進めていただきたいと思います。

○議長（楠 明廣議員）

他にご発言ありませんか。

6番 三木浩一議員。

○6番（三木浩一議員）

今の委託の部分ですけど、国からの補助金の部分がありますね。あれの基準財政需要額の算定額の算定基準の中には、パッカー車1台に当たり何人の乗員を乗せるということが基本になって補助額が、人件費の基準が決められていると思うんよね。だから、最低パッカー車には、何人乗せないといけないというような基準が決まっているはずなんです。

今、たつの市ではちゃんと乗っておられると信じておるんですけどね。多分複数は必ず乗ってる。それが他の市へたまたま行ったときに1人で運転して、1人でごみを放り込んで、1人でこう、それも委託だったのかな、その市のやつも。だから、そのときにそういうような、いわゆる違法行為みたいなもんやね。委託をしたときにそういうようなことに陥らないように、そこら辺の今の人数の確保とか、それがちゃんと委託先もちゃんとやっているのかどうかというのは、やっぱり委託した側の立場として監督責任をお願いしたいなと思います。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ありがとうございます。

委託につきましては、1台に2人以上ということで契約をさせていただいておりますので、一般ごみの収集につきましては2人以上乗っている収集車が回っておると思います。ただ、お見かけされたのがどこの業者だかわかりませんが、市内を回っている車で1人で乗っておる車というのは、事業所系のごみを回収する車につきましては1人で回っておられるところもございますので、そちらのほうの車ということも考えられますけれども、組合のほうに委託しております業者さんにつきましては、必ず2人以上の乗車ということで徹底されておりますので、こちらのほうについても徹底して

まいりたいというふうに思っております。

○議長（楠 明廣議員）

他にご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第7号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で今期臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

これをもって、令和2年第2回揖龍保健衛生施設事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 挨 拶

○議長（楠 明廣議員）

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今期臨時会に付議されました案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により滞りなく議了できましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、現在新型コロナウイルスの感染をめぐる状況が日に日に変化し、新型コロナウイルスとの闘いは持久戦とも伝えられております。今後、状況の変化に応じて社会活動自粛への要請にも変化が生じてくるものと考えられますが、私ども議員といたしましても行政当局と情報を共有しながらお互いの使命を果たす、その関係性によって住民の皆さんの利益に貢献していけると考えます。

最後になりますが、議員各位には本年度も当組合事業の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

管理者。

○管理者（山本 実君）

令和2年第2回揖龍保健衛生施設事務組合臨時会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期臨時会におきましては、議員各位には終始慎重にご審議を賜り、適切妥当なるご決定を賜りました。ここに厚くお礼を申し上げます。議会におかれましては、議長の決定、組合議会の新たな組織構成も決まり、誠にご同慶に存じます。

さて、国難とも言える新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、国を挙げて対策を講じておりますが、構成市町におきましても、小・中学校などの臨時休校、イベントや行事の中止など住民の皆さんにさまざまなご負担を強いておられるところでございます。

新型コロナウイルス感染症により、亡くなられた方にお悔やみを、また感染された方へのお見舞いを申し上げますとともに一刻も早い終息を願うものでございます。

議員各位におかれましても、コロナに充分ご留意いただきますようお願い申し上げますとともに、今後とも組合運営におきまして一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

閉会 午後4時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年5月25日

組合議会前議長 畑 山 剛 一

組合議会議長 楠 明 廣

組合議会副議長 上 山 隆 弘

会議録署名議員 船 引 宗 俊

会議録署名議員 松 浦 崇 志